

4 2024
April

※このカレンダーには、決算日等に関係なく全ての会社に共通する期日のみ記載しています。

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
	1 赤口 外国人雇用状況届出書(2月分) 健康保険・厚生年金保険の保険料納付(2月分) 単独有期事業の労働保険概算保険料分割納付4~7月分の納付	2 先勝	3 友引	4 先負	5 仏滅	6 大安
7 赤口	8 先勝	9 先負	10 仏滅 3月分の源泉所得税等の納付 雇用保険被保険者資格取得届の提出(3月雇入分)	11 大安	12 赤口	13 先勝
14 友引	15 先負 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書の提出	16 仏滅	17 大安	18 赤口	19 先勝	20 友引
21 先負	22 仏滅	23 大安	24 赤口	25 先勝	26 友引	27 先負
28 仏滅	29 大安 昭和の日	30 赤口 労働者死傷病報告(休業4日未満)の提出(1月~3月分) 外国人雇用状況届出書(3月分) 健康保険・厚生年金保険の保険料納付(3月分) 預金管理状況報告の提出				

2024 5

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

総務・経理のお仕事カレンダー 4月の税務と労務

- ### 税務
- 3月分の源泉所得税、特別徴収住民税の納付
→4月10日(水)まで
 - 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書の提出
→4月15日(月)まで
 - 2月決算法人の確定申告と納付(法人税・消費税など)
★届出により申告期限の延長特例あり(特例利用の場合は見込納付、消費税は法人税の延長とセットで)。
→決算応当日(月末決算では4月30日(火))まで
 - 8月決算法人の中間申告と納付(法人税・消費税など)
→決算応当日(月末決算では4月30日(火))まで
 - 3か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)が400万円超の法人)のうち5月・8月・11月決算法人の中間申告と納付
→決算応当日(月末決算では4月30日(火))まで
 - 1か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)が4,800万円超の法人)のうち1月・2月決算法人(申告期限延長の場合は12月・1月・2月決算法人)を除く法人の中間申告と納付
→決算応当日(月末決算では4月30日(火))まで
 - 軽自動車税(種別割)の納付 →市町村条例指定日まで
 - 固定資産税・都市計画税(第1期分)の納付 →市町村条例指定日まで
 - 土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧
★他人の土地・家屋の評価額と比較して自己の評価額の適正性を判断します。
→市町村長が公示する期間まで

- ### 労務
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出(3月雇入分)
→4月10日(水)まで
 - 労働者死傷病報告書の提出(休業4日未満、1月~3月分)
→4月30日(火)まで
 - 外国人雇用状況届出書の提出(雇用保険の被保険者ではない外国人の3月雇入・離職分)
→4月30日(火)まで

- 健康保険・厚生年金保険の保険料納付(3月分)→4月30日(火)まで
- 預金管理状況報告の提出
★貯蓄金管理協定届に基づき労働者の預金の受入れをする使用者は、毎年3月31日以前1年間における預金の管理状況を、所定様式により所轄労働基準監督署長に報告 →4月30日(火)まで
- 申告、納付期限等の日が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日に当たるときは、原則その翌日が納付期限等の日となります。

時間外労働の上限規制の猶予終了

時間外労働の上限規制が適用された際、一部の業種は業務の特殊性等から適用が猶予されていましたが、猶予期間が2024年3月で終了します。これが税務・労務に与える主な影響を記載します。

[税務への影響]
時間外労働の上限規制をクリアするために、1人当たりの労働時間を減らした分を①雇用者数を増加して対応する場合、②雇用者数は増やさずに仕事内容の見直し等により労働生産性を上げて対応する場合が考えられます。
法人税等の税額控除の一つに賃上げ促進税制がありますが、①は継続雇用者給与等支給額が減少し、②は継続雇用者給与等支給額・雇用者給与等支給額共に減少するため、一時的に賃上げ促進税制の適用が困難となります。

[労務への影響]
時間外労働の上限規制により2024年4月から全ての事業・業務において原則の月45時間・年360時間等が適用されるのではなく、①工作物の建設の事業、②自動車運転の業務、③医薬に従事する医師等の各事業・業務に応じて別途取扱いが定められていますので、厚生労働省ホームページ等で詳細を確認する必要があります。

ギモンを解決!



経理担当者のための 税務・会計 Q&A

今月のテーマ

税理士 磯山 仁志

ポイントを使用した場合の経理処理

Q ポイントを使用して消耗品を購入した場合には経理処理をどうすればいいのでしょうか?

A ポイントの使用が値引きなのか、値引きではないのかによって経理処理が異なります。

【解説】

スーパーや家電量販店で買い物をした際に、会員カード等を持っていれば購入額に応じてポイントが付与されます。会社で会員カードを作成し、ポイントが付与された場合、また、そのポイントを使用した場合にはどのように経理処理を行えばよいのでしょうか。

○税抜購入額の1%がポイントとして付与され、1ポイント=1円として使用できるケース

ポイント付与時

税抜10,000円(税込11,000円)の消耗品を購入し、100ポイント(100円相当額)が付与される。

税込経理	消耗品費	11,000	/	現金預金	11,000
税抜経理	消耗品費	10,000	/	現金預金	11,000
	仮払消費税	1,000			

ポイントの付与については、会計処理はありません。

ポイント使用時

税抜10,000円(税込11,000円)の消耗品を購入する際に、100ポイントを使用する。

ポイント使用時には、そのポイントの使用が①ポイント値引きなのか、②ポイントによる支払(値引きではない)なのかで経理処理が異なります。

①ポイント値引きのケース

税込経理	消耗品費	10,900	/	現金預金	10,900
税抜経理	消耗品費	9,909	/	現金預金	10,900
	仮払消費税	991			

レシート
〇〇ストア
T1234...
東京都...
20XX年10月YY日(土) 16:45
アボカド 20点 550
ポイント値引き ▲100円
合計 10,900円
10%タテマ (内消費税 991円)
現金支払 10,900円

②ポイントによる支払(値引きではない)のケース

税込経理	消耗品費	11,000	/	現金預金	10,900
				雑収入	100(消費税不課税)
税抜経理	消耗品費	10,000	/	現金預金	10,900
	仮払消費税	1,000		雑収入	100

レシート
〇〇ストア
T1234...
東京都...
20XX年10月YY日(土) 16:45
アボカド 20点 550
合計 11,000円
10%タテマ (内消費税 1,000円)
〇〇ポイント支払 ▲100円
現金支払 10,900円

①の処理は消耗品費を値引後の金額で処理するのに対し、②の処理では消耗品費を対価の全額で計上することから、②の方が消費税の仕入税額控除の額が大きくなります。

①と②のいずれで処理すべきなのかは、レシートの表記から値引きなのか値引きではないのかを確認して判断するしかありませんが、通常、いわゆる共通ポイント(様々な業種・業態の店舗で共通して利用できるポイント)の使用は②の処理によることとなり、自社発行ポイント(企業が独自に発行し、その企業からの購入に際してのみ利用できるポイント)の使用は①・②の両方の処理が与えらるでしょう。